

横須賀市

災害時生活用水協力井戸

井戸

井戸の活用手引き

- ◆ 災害時生活用水協力井戸とは
- ◆ 災害時協力井戸※の登録手続きの流れ
- ◆ 災害時協力井戸を登録される方へ
- ◆ 井戸水を利用される皆様へ

※災害時生活用水協力井戸のこと



災害時生活用水協力井戸とは

横須賀市では、大地震などの災害が発生し、水道が断水したときに、地域住民の方にトイレや清掃などに使う生活用水として、井戸水を提供いただける井戸を『災害時生活用水協力井戸』（以下、災害時協力井戸という）として登録しています。

災害時協力井戸の登録手続きの流れ

- ① 市役所危機管理課へ登録申込書を提出



- ② 職員による井戸の現況調査



- ③ 申込者に登録適否決定通知書を送付



- ④ 要件を満たし登録された場合、申込者に災害時協力井戸を示す看板の交付及び町内会・自治会へ井戸に関する情報を提供

災害時協力井戸を登録される方へ

登録の要件

- ◆ 市内に所在する井戸であること。
- ◆ 日常的に使用されていること。
- ◆ 井戸水を汲み上げるポンプやつるべ等があること。
- ◆ 井戸枠等があり安全であること。
- ◆ 災害時、地域住民に無償で井戸水を提供することができること。
- ◆ 井戸の所在地等の情報を町内会・自治会に提供することについて承諾していただけること。

登録後、井戸の内容の変更や登録解除について

登録内容に変更が生じた場合や井戸の登録を解除する場合は、お手数ですが、市役所まで連絡をお願いします。

横須賀市役所 危機管理課

電話 046-822-8357

FAX 046-827-3151

災害時協力井戸を登録される方へ

井戸水を提供するにあたっての留意事項

- ◆ **定期的に井戸を使用するようにしましょう。**
長期間、井戸を使用していないと、井戸水が濁って汚れる可能性があります。
- ◆ **災害時に地域住民等に井戸水を無償で提供していただきます。**
- ◆ **災害時により水が断水した際に協力していただくものです。**
- ◆ **災害時協力井戸が分かるように看板の掲示をお願いします。**
- ◆ **井戸の提供はあくまで所有者の善意によるものであり、故意または過失を除き、所有者が責任を負うものではありません。**
- ◆ **維持及び管理に係る費用等は自己負担となります。**

井戸水を利用する皆様へ

井戸水の提供は、井戸所有者の厚意により行われます。提供について義務を負うものではありません。井戸水の提供を受ける場合は以下の事項についてご了承をお願いします。

- ◆ **井戸水の提供は、大地震などの災害が発生し、水道が断水した時のみです。**

水道工事などによる一時的な断水時などでは利用できません。

- ◆ **飲用水ではなく、トイレや清掃用水などの生活用水※や初期消火用水として利用してください。**

※ただし、衛生の観点から洗面、炊事、食材・食器洗浄には使用しないでください。

- ◆ **状況により、井戸水を提供できない場合があります。**

災害により井戸が壊れたり、停電により水を汲み上げることができない場合は、利用できません。

- ◆ **特定の利用者に多量に提供することはできません。**

- ◆ **井戸水を運ぶ容器は、利用者でご用意ください。**

- ◆ **井戸の所有者の責任は問えません。**

井戸水の提供を受けた結果、井戸所有者等の故意、重過失でなく、利用者の身体及びその所有する物品に被害が生じた場合は、提供者にその責を問うことはできません。

井戸水を利用する皆様へ

- ◆ 災害時協力井戸の看板が掲示されている場合のみ、利用できます。看板に記載の利用可能時間に従いご利用ください。



令和 7 年 1 月発行
横須賀市役所 危機管理課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地
電話046-822-8357 FAX046-827-3151